医療費控除の対象になる・ならない一覧

○=対象 △=条件つき ×=対象外。根拠は国税庁のタックスアンサー(No.)と質疑応答事例(2026年11月確認)。

項目	判定	条件・ポイント	根拠(国税庁)
病院・診療所の診療代・治療代	○	病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分	No.1122
風邪薬など市販の医薬品	○	治療のためのもの。医師の処方がなくてもよい	No.1122・質疑応答
ビタミン剤・漢方薬	△	医薬品で、治療・療養に必要なときだけ。予防・健康増進のためは×	No.1122・質疑応答
歯の治療(金・セラミックを含む)	○	金やポーセレン(セラミック)は一般的な材料として対象。特殊で著しく高額なものは×	No.1128・質疑応答
歯列矯正	△	子どもの不正咬合など必要と認められる場合は○。容ぼうを美化するためは×	No.1128・質疑応答
補聴器・義歯・松葉杖	△	医師等の診療・治療を受けるために直接必要なもの	No.1122
眼鏡	△	近視・遠視の矯正は×。斜視・白内障・緑内障などの治療で医師の指示によるものは○(処方箋が必要)	No.1122 Q&A・質疑応答
レーシック・オルソケラトロジー	○	眼の機能を回復させる治療の対価	No.1122 Q&A
人間ドック・健康診断	△	原則×。重大な病気が見つかり、引き続き治療したときは○	No.1122 Q&A・質疑応答
予防接種	×	病気の予防のための費用は×(B型肝炎患者と同居する家族のワクチンなど例外あり)	質疑応答
通院の電車・バス代	○	患者本人の通院費。子どもの付き添いなど必要な付添人の交通費も○	No.1122・質疑応答
タクシー代	△	電車・バスが利用できない場合や、急を要する場合は○	No.1122・質疑応答
自家用車のガソリン代・駐車場代	×	通院のためでも×	No.1122・質疑応答
入院中の病院の食事代	○	入院代に含まれる。出前・外食は×	No.1126
差額ベッド代	×	本人や家族の都合で個室に入った場合は×	No.1126・質疑応答
入院用の寝巻き・洗面具・テレビ代	×	診療を受けるために直接必要なものではない	No.1126・質疑応答
医師・看護師へのお礼	×	診療の対価ではない	No.1122・No.1126
妊婦健診・検査・通院費	○	妊娠と診断されてからの定期検診・検査と通院費。出産育児一時金などは医療費から差し引く	No.1124・質疑応答
不妊治療・人工授精	○	医師による診療等の対価	質疑応答
出生前検査(母体血を用いたもの)	×	治療につながらない診断のため	質疑応答
マッサージ・はり・きゅう・柔道整復	△	治療のためは○。疲れをいやす・体調を整えるためは×	No.1122・質疑応答
介護保険のサービスの自己負担	△	一定の施設・居宅サービス(医療系サービスと併せた訪問介護など)	No.1122・質疑応答
寝たきりの人のおむつ代	△	おおむね6か月以上寝たきりで治療中。おむつ使用証明書が必要	No.1122・質疑応答
インスリンの注射器	△	医師の指示で自分で注射する場合	質疑応答
ホクロの除去・美容目的の施術	×	容姿を美化するための費用	質疑応答
空気清浄機・防ダニ寝具	×	医師に勧められても×。自宅の食事療法の食品も×	質疑応答

・医療費控除額=(支払った医療費－保険金などで補塡される金額)－10万円(総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%)。最高200万円(No.1120)。

・この一覧は国税庁の説明を短くまとめた参考です。実際に対象になるかは個別の事情で変わります。迷うときは税務署にご確認ください。

作成:もてなしお(motenashio.com)